

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算について

1. 特定事業所集中減算の概要

毎年度2回の判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、対象となるサービスのいずれかで、同一法人が開設する事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合には、正当な理由がある場合を除き、減算適用期間の全ての居宅介護支援費が1月につき200単位の減算となります。

(対象となるサービス)

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

2. 判定方法

(1) 判定については、毎年度2回行います。

(2) 居宅介護支援事業所は、居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式(以下「判定様式」という)により判定を行い、判定の結果が80%を超えた場合は、正当な理由の有無に関わらず判定様式を町に提出してください。

(3) 具体的な計算式

事業所ごとに、対象となるそれぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算となります。

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置づけた計画数

(4) 判定様式については、判定結果に関わらず、判定期間後の減算適用期間が完結してから5年間保管してください。(実地指導の際に確認する場合があります)

区分	判定期間	町への提出期限	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日まで	9月15日	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日まで	3月15日	4月1日から9月30日まで

※提出期限15日が閉庁日の場合は翌開庁日

3. 書類の提出

(対象事業所) 判定の結果が80%を超えた居宅介護支援事業所

※新規指定を受けた居宅介護支援事業所については、判定の結果に関わらず、指定を受けた年月日が属する判定期間の判定様式を町に提出してください。

(提出書類) 特定事業所集中減算に係る判定様式2部(1部は控えとして返却します)

なお、正当な理由がない場合は、判定様式に加えて以下の書類も提出してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

(提出先) かつらぎ町福祉介護課介護支援係

4. 正当な理由について

80%を超えたことについて、正当な理由がある場合については、判定様式に当該理由を記載してください。別紙「正当な理由」のいずれかに該当する場合は、正当な理由があるものとして、特定事業所集中減算の対象外とします。

正当な理由

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となるサービス事業所が、サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合。

事業所数については、各々の判定期間の最初の月の初日で判断するものとします。

- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- (3) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数（給付管理を行った件数）が20件以下であるなど事業所が小規模である場合。
- (4) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合。
- (5) 利用者の希望等を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合。

当該理由を記載するほか、居宅サービス計画を作成する際の利用者への訪問介護等のサービス事業所の紹介方法も併せて判定様式の正当な理由の欄に記載してください。この場合、利用者が適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことがわかる書面【**挙証資料**】（利用者が当該訪問介護等サービス事業所を選択した理由等が記載されており、利用者の署名・捺印があること）の写しを必ず提出してください。提出された挙証資料の内容によっては、挙証資料の追加提出を求める場合や個別のヒアリング等を実施する場合があります。

利用者の心身の状態等から利用者自身が署名・捺印することが困難である場合は、当該利用者の家族等の署名・捺印で差し支えありませんが、利用者の家族等が署名・捺印した理由を記載してください。

なお、過去に利用者の署名・捺印のある書面の写しを提出している利用者（県への提出分は除く）は、新たに当該書面を提出する必要はありませんが、判定期間の利用者全員の一覧表を作成し、当該利用者名の横に“**挙証資料提出済**”と記載のうえ提出してください。

また、既に契約が終了した利用者についての挙証資料の提出は不要ですが、判定期間の利用者一覧表の当該利用者名の横に“**契約終了年月日**”を記載のうえ提出してください。

- (6) 休廃止した居宅介護支援事業所から、判定期間内において、利用者の引継が行われた場合。
当該引継に関係なく80%を超えている場合は、他に正当な理由がなければ減算の対象となります。
- (7) 判定期間中に、新規指定を受け、又は再開、休廃止した場合。
- (8) 「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）により過疎地域の指定を受けている地域に所在する事業者である場合。

※正当な理由の取り扱いについて

「正当な理由」の取り扱いについては、変更する場合がありますので、取扱いを変更した場合は、その都度各指定居宅介護支援事業所あてに通知します。